

平成20年度 大阪府教育委員会
点検・評価 報告書

平成21年9月
大阪府教育委員会

目次

○ はじめに	2
○ 点検・評価の目的・役割	3
○ 大阪府教育委員会の点検・評価の手法	4
○ 大阪府教育委員会の所管業務	5
○ 大阪府教育委員会評価委員会	6
○ 点検・評価調書	7

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）の一部改正により、平成20年度から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成することが義務付けられました。また、点検・評価を行うにあたっては、透明性、客観性を確保するという観点から、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

この法改正を踏まえて、大阪府教育委員会では、地教行法第23条で定められ

た教育委員会の職務権限に属する事務に関し、平成20年度の取組みについて点検・評価を行いました。

あわせて、外部の有識者からなる、大阪府教育委員会評価委員会において、点検・評価の手法、内容についてご意見をいただき、調書に反映したところです。

この報告書により、平成20年度における大阪府教育委員会の取組みについて議会ならびに府民の皆様にはわかりやすくお示しするとともに、点検・評価を踏まえ、教育行政の一層の充実につなげていきます。

点検・評価の目的・役割

点検・評価の目的・役割

- 目的・・・効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす。
- 根拠・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条（H20.4.1施行）
- 要件
 - ①教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行う
 - ②その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表する
 - ③点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

大阪府教育委員会の点検・評価の手法

◆評価の年次

前年度の事務の管理及び執行の状況について点検・評価

◆評価の単位・・・施策単位に評価

◆施策の分類

“地方教育行政の組織及び運営に関する法律”第23条の“教育委員会の職務権限に属する事務”ごとに分類した「教育改革プログラム(※1)」「義務教育活性化推進方策(※2)」における各施策を点検・評価

◆点検・評価の方法

施策の目標に対して、その取組み状況・効果・今後の課題を定性的に点検・評価

※「教育改革プログラム」及び「義務教育活性化推進方策」に記載のない施策については、取組み状況を記載

※1 「教育改革プログラム」

計画期間 :平成11年4月～平成21年3月(10年間)

位置付け :時代に対応した大阪府の教育の再構築のための具体的方策を示す

目的 :過度の受験競争を緩和し、子どもが「ゆとり」の中で生き生きと学び生活できる教育の実現

※2 「義務教育活性化推進方策」

計画期間 :平成15年3月～平成21年3月(教育改革プログラムの計画期間)

位置付け :教育改革プログラムのさらなる推進を図るため、特に、義務教育段階における教育諸課題への対応と市町村が一層効果的な施策選択を行うための具体的方策を示す

目的 :地域に根ざした学校づくりを通じて、日本社会の形成者としての子どもの確かな学力の定着、体力の向上、人間的成長

